

01-01-02 法務省共済組合運営規則

昭和62年7月1日制定

最終変更 令和6年12月2日

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 組合員（第5条―第8条の2）
- 第3章 給付（第9条―第14条）
- 第4章 福祉事業（第15条）
- 第5章 報酬等（第16条―第19条）
- 第6章 掛金等及び負担金（第20条―第22条の3）
- 第7章 任意継続組合員に係る特例（第23条―第28条）
- 第8章 長期給付（第29条）
- 第9章 財務（第30条―第33条）
- 第10章 監査（第34条―第40条の2）
- 第11章 雑則（第41条―第43条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この運営規則（以下「規則」という。）は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、法務省共済組合（以下「組合」という。）の業務の執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、「本部」、「支部」、「所属所」、「本部長」、「副本部長」、「事務執行者」、「支部長」、「所属所長」、「家族療養費附加金」、「家族訪問看護療養費附加金」、「出産費附加金」、「家族出産費附加金」、「埋葬料附加金」、「家族埋葬料附加金」、「傷病手当金附加金」又は「一部負担金払戻金」とは、それぞれ法務省共済組合定款（以下「定款」という。）第3条、第4条、第17条又は附則第6条に規定する本部、支部、所属所、本部長、副本部長、事務執行者、支部長、所属所長、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、傷病手当金附加金又は一部負担金払戻金をいう。

（所属所）

第3条 定款第3条第3項の規定による支部の所属所は、別表第1のとおりとする。

（権限の委任）

第4条 本部長は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 組合に使用される者の任免に関する事項で重要なもの
- (2) 組合の財産の取得、運用及び処分に関する事項で重要なもの（特に重要なものを除く。）
- (3) その他法務大臣から委任を受けた事項

2 副本部長は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 組合に使用される者の任免に関する事項（前項第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 組合の財産の取得、運用及び処分に関する事項（重要なものを除く。）

- (3) その他本部長から委任を受けた事項
- 3 事務執行者は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 事業計画に基づく総則予算の配賦に関する事項
 - (2) 福祉事業に関する指導監督に関する事項
 - (3) 第5項第8号の事務処理に必要な法務大臣の委任状の交付に関する事項
 - (4) その他法務大臣又は本部長から委任を受けた事項
- 4 事務執行者は、本部長の承認を受けて、その所掌事務の一部を所属の職員に委任することができる。
- 5 支部長は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用証」という。）及び特別療養証明書（以下「資格確認書等」という。）の発行、組合員原票の整理その他組合員に関する事項
 - (2) 被扶養者の認定、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「令」という。）第11条の3の3及び令第11条の3の6に規定する高額療養費を支給するために必要な認定に関する事項
 - (3) 短期給付（法第50条及び第51条の規定による給付をいう。以下同じ。）及び法附則第8条の規定による一部負担金の払戻しの決定並びにこれらの支払に関する事項
 - (4) 法第47条第1項に規定する損害賠償の請求権の行使に関する事項
 - (5) 福祉事業の運営に関する事項
 - (6) 標準報酬の決定及び改定並びに標準期末手当等の額の決定並びに標準報酬月額決定及び改定並びに標準賞与額の決定に関する事項
 - (7) 掛金等（法第100条第1項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）の収納（第21条第1項の規定による払い込みである収納を除く。）及び還付に関する事項
 - (8) 組合の財産の取得、運用及び処分に関する事項で軽易なもの
 - (9) 継続長期組合員（定款第14条第1項第3号に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。）の報酬の決定に関する事項
 - (10) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第94条の3に規定する資格情報通知書による通知に関する事項
 - (11) その他法務大臣又は本部長から委任を受けた事項
- 6 支部長は、本部長の承認を受けて、その所掌事務の一部を所属所長又は所属の職員に委任することができる。

第2章 組合員

（組合職員の範囲）

第5条 令第45条第1項に規定する組合に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「組合職員」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 常時勤務に服することを要する者（令第2条第2項第1号から第3号までに掲げる者に相当するものを除く。）
- (2) 常時勤務に服することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者（2月以内の期間を定めて使用される者であって国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号。以下「運用方針」という。）（一）共済組合法関係第2条関係第1項第1号1で定めるものを除く。）。ただし、ロからニまでに掲げる者にあつては、地方の組合（法第55条第1項第2号に規定する地方公務員共済組合をいう。）の組合員又は私学共済制度の加入者（同号に

規定する私立学校教職員共済制度の加入者をいう。)であるものを除く。

イ 就業規則の規定により休職となった者若しくは出勤停止若しくは停職とされた者又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業をしている者

ロ 就業規則の規定により令第2条第1項第7号に掲げる者に相当する者

ハ 就業規則の規定により令第2条第1項第8号に掲げる者に相当する者

ニ 就業規則の規定により令第2条第1項第9号に掲げる者に相当する者

- 2 令第45条第4項の規定による読替え後の令第12条第2項に規定する運営規則で定める者は、第1項第2号ロに掲げる者(運用方針(一)共済組合法関係第2条関係第1項第1号3の定めるところにより常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(就業規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。)、第1項第2号ハに掲げる者又は同号ニに掲げる者とする。
- 3 令第45条第4項の規定による読替え後の令第12条第3項に規定する運営規則で定める者は、就業規則の規定により令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に相当する者とする。

(組合員の異動報告)

第6条 所属所長は、新たにその所属の組合員となった者があるとき、又はその所属の組合員が次の各号の1に該当するに至ったときは、遅滞なく組合員異動報告書を支部長に提出しなければならない。

- (1) 組合員の種別に異動があつたとき。
- (2) 組合員の氏名及び住所に変更があつたとき。
- (3) 当該所属所に属する組合員でなくなつたとき。
- (4) 組合員が休職若しくは停職となつたとき、又は復職したとき。

(組合員原票等の送付)

第7条 支部長は、その所属の長期組合員(施行規則第87条第4項に規定する長期組合員をいう。以下同じ。)が他の支部の長期組合員又は他の国家公務員共済組合(以下「他の組合」という。)の長期組合員若しくは地方の長期組合員(施行規則第87条第4項に規定する地方の長期組合員をいう。)に属する組合員となつたときは、施行規則第87条による組合員原票を当該長期組合員が所属することとなる支部又は組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

(被扶養者の申告等の手続)

第8条 組合員は、施行規則第88条、第89条、第91条から第93条まで、第95条の2、第105条の5の3、第105条の7の2及び第105条の9の規定により被扶養者申告書、資格確認書、資格確認書等再交付申請書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定申請書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定申請書及び限度額適用証並びに施行規則第105条の5の3第1項の規定に基づく特定疾病療養受療証交付申請書その他の書類を組合に提出する場合には、所属所長を経由して支部長に提出するものとする。

- 2 施行規則第89条から第92条まで、第95条の2、第105条の5の3、第105条の7の2及び第105条の9の規定による資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用証の組合員への交付は、支部長が所属所長を経由して行うものとする。
- 3 支部長は、被扶養者の認定に当たつて必要があると認めたときは、組合員からその関係書類の提出を求めることができる。

(資格確認書等の記載事項の訂正)

第8条の2 組合員は、施行規則第90条第1項（施行規則第95条の2第3項、第105条の5の3第6項、第105条の7の2第4項及び第105条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定により資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用証の記載事項の訂正を受けるときは、遅滞なく、資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用証に資格確認書等記載事項変更申告書を添え、所属所長を経由して支部長に提出するものとする。

(資格確認書等の返納)

第8条の3 組合員は他の支部に所属する組合員となつたときは、遅滞なく、もとの支部の資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用証を当該もとの支部の支部長に返納しなければならない。

第3章 給付

(医療機関又は薬局との契約)

第9条 組合は、法第55条第1項第2号の規定により、組合員及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体又は他の組合（他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行うものを含む。）が当該職員又は当該組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。

2 組合は、法第55条第6項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか、国立療養所、国立病院及び公立病院と契約することができる。

3 前2項の契約は、法務大臣（以下「大臣」という。）又はその委任を受けた者でなければならない。

4 大臣又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の範囲、診療に要する費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手続、契約の期間、診療に関する帳簿書類の保存期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

5 大臣又はその委任を受けた者は、第2項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

6 組合は、第1項又は第2項の契約をしたときは、契約をした医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を記録した書類を本部及び支部に備付け、組合員の閲覧に供するものとする。

(一部負担金の減免)

第10条 組合員は、前条第1項に規定する医療機関のうち契約で定めるものから療養の給付を受ける場合には、当該契約の定めるところにより、法第55条第2項に規定する一部負担金に相当する金額の全部又は一部の支払を要しない。

(一部負担金)

第10条の2 組合員は、法第55条第1項第1号に掲げる医療機関又は薬局（以下この条において「医療機関等」という。）から同項の規定により療養の給付を受けた場合には、同条第2項の規定の例により算定した金額を同条第3項に規定する一部負担金として支払わなければならない。

2 組合は、法第55条の2第1項に規定する組合員であつて、前項に規定する医療機関等の一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、本部長が別に定めるところにより、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 一部負担金を減額すること。

- (2) 一部負担金の支払を免除すること。
- (3) 当該医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 3 前項の措置を受けた組合員は、第1項の規定にかかわらず、前項第1号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を医療機関等に支払うをもつて足り、同項第2号又は第3号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関等に支払うことを要しない。
- 4 第1項及び前項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(診療報酬請求書の審査等)

第11条 組合は、法第55条第1項第3号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は法第56条の2第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）から受けた組合員及び被扶養者の療養の費用の請求があつたときは、保険医療機関等より提出された診療報酬請求書の内容を審査の上、当該費用の支払いを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は診療報酬請求書の審査及び支払に関する事務を行う事業者（以下「事業者」という。）との契約により、保険医療機関等から組合員及び被扶養者の療養又は指定訪問看護に要する費用の請求があつた場合における診療報酬請求書の内容の審査及び支払に関する事務を基金又は事業者に委託することができる。

3 第9条第3項の規定は、前項の契約について準用する。

4 大臣又はその委任を受けた者は、第2項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(休業手当金の給付事由)

第12条 法第68条第5号の規定により規則で定める事由及び期間は、次の各号に掲げる事由及び当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 組合員の配偶者、子又は父母で被扶養者でないものの病気又は負傷 所属機関の長が認めた期間
- (2) 組合員の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の通信教育の面接授業 出席日数（所属機関の長が、事務上有用と認めた場合に限る。）

(給付の請求等の手續)

第13条 定款第18条の規定により家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は定款附則第6条の規定により一部負担金払戻金の支給を受けようとする者は、家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金請求書又は一部負担金払戻金請求書を組合に提出しなければならない。ただし、家族療養費附加金及び一部負担金払戻金（以下この項において「対象給付」という。）について、第11条第1項の規定に基づき保険医療機関等から受けた対象給付に係る療養に要する費用の支払を行つた場合（本部長が認めた場合に限る。）には、当該保険医療機関等からの診療報酬請求書の提出をもつて対象給付に係る請求書の提出があつたものとすることができる。

2 定款第20条から第24条までの規定により出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金又は傷病手当金附加金の支給を受けようとする者は、施行規則第106条、第108条又は第109条による請求書に併記して請求するものとする。

- 3 第8条第1項の規定は、組合員が施行規則第5章の規定により特別療養証明書交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は、施行規則第104条第2項の規定による特別療養証明書の交付について、それぞれ準用する。

(添付書類の省略)

- 第13条の2 施行規則第96条の規定により、2以上の給付を同時に請求する場合において、これらの給付の請求の際併せて提出すべき書類が同一であるときは、1の給付の請求に係る提出書類をもって他の請求に係る提出書類を省略することができる。この場合においては、その提出書類を省略した請求の当該給付請求書の余白にその旨を記載しなければならない。

(給付金の返納)

- 第13条の3 支部長は、給付金を支払った後に、当該給付金に過払を発見したときは、給付金返納請求書を交付してその過払金を返納させなければならない。

(給付期間満了の通知)

- 第14条 支部長は、療養を受けている組合員又は被扶養者が法第59条第1項に該当するに至ったときは、組合員及び現に療養を受けている医療機関並びに基金にその旨を通知する。

第4章 福祉事業

(福祉事業)

- 第15条 定款第27条の規定により組合が行う福祉事業の運営に関する規則については、大臣が財務大臣と協議して別に定める。

第5章 報酬等

(特別職の職員の報酬等)

- 第16条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号。以下「特別職給与法」という。）の適用を受ける職員に係る令第5条第3項に規定する運営規則で定める給与は、特別職給与法第2条（特別職給与法附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づく給与のうち、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

- 2 特別職給与法の適用を受ける職員に係る令第5条の2第3項に規定する運営規則で定める給与は、特別職給与法第2条の規定に基づく給与のうち、期末手当及び勤勉手当とする。

(検察官の報酬等)

- 第17条 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員に係る令第5条第3項に規定する運営規則で定める給与は、検察官俸給法第1条、第2条及び第9条の規定に基づく給与のうち、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

- 2 検察官俸給法の適用を受ける検察官に係る令第5条の2第3項に規定する運営規則で定める給与は、検察官俸給法第1条、第2条及び第9条の規定に基づく給与のうち、期末手当及び勤勉手当とする。

(交流派遣職員の報酬等)

- 第17条の2 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下この条において「官民交流法」という。）第14条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第5号に規定する運営規則で定める給与は、官民交流法第7条第3項に規定する派遣先企業（次項において「派遣先企業」という。）から支給される給与のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第19条の4及び第19条の7に規定する期末手当及び勤勉手

当に相当する給与を除いたものとする。

- 2 官民交流法第14条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第6号に規定する運営規則で定める給与は、派遣先企業から支給される給与のうち、前項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

(法科大学院派遣職員の報酬等)

第17条の3 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号。以下この条において「派遣法」とい

う。)第8条第2項(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令(平成15年政令第546号)第8条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は派遣法第14条第4項(同令第8条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による読替え後の法第2条第1項第5号に規定する運営規則で定める給与は、派遣法第7条第2項ただし書又は派遣法第13条第2項ただし書の規定に基づき支給される給与及び派遣法第3条第1項に規定する法科大学院設置者(次項において「法科大学院設置者」という。)から支給される給与のうち、前条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与を除いたものとする。

- 2 派遣法第8条第2項又は派遣法第14条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第6号に規定する運営規則で定める給与は、派遣法第7条第2項ただし書又は派遣法第13条第2項ただし書の規定に基づき支給される給与及び法科大学院設置者から支給される給与のうち、前条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

(弁護士職務従事職員の報酬等)

第17条の4 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成16年法律第121号。次項において「職務経験法」という。)第8条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第5号に規定する運営規則で定める給与は、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第5項の規定に基づく報酬とする。

- 2 職務経験法第8条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第6号に規定する運営規則で定める給与は、職務経験法第2条第7項に規定する受入先弁護士法人等から支給される給与のうち、第17条の2第1項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣職員の報酬等)

第17条の5 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号。以下この条において「オリパラ特措法」という。)第20条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第5号に規定する運営規則で定める給与は、オリパラ特措法第19条第2項ただし書の規定に基づき支給される給与及びオリパラ特措法第8条第1項に規定する公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(次項において「オリパラ組織委員会」という。)から支給される給与のうち、第17条の2第1項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与を除いたものとする。

- 2 オリパラ特措法第20条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第6号に規定する運営規則で定める給与は、オリパラ特措法第19条第2項ただし書の規定に基づき支給される給与及びオリパラ組織委員会から支給される給与のうち、第17条の2第1項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

(国際博覧会派遣職員の報酬等)

第17条の6 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な

特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下この条において「万博特措法」という。）第28条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第5号に規定する運営規則で定める給与は、万博特措法第27条第2項ただし書の規定に基づき支給される給与及び万博特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会（次項において単に「博覧会協会」という。）から支給される給与のうち、第17条の2第1項に規定する期末手当、勤勉手当に相当する給与を除いたものとする。

- 2 万博特措法第28条第4項の規定による読替え後の法第2条第1項第6号に規定する運営規則で定める給与は、万博特措法第27条第2項ただし書の規定に基づき支給される給与及び博覧会協会から支給される給与のうち、第17条の2第1項に規定する期末手当、勤勉手当に相当する給与とする。

（継続長期組合員の報酬等）

第18条 継続長期組合員に係る令第44条の4に規定する一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして運営規則で定める給与は、健康保険法第3条第5項の規定に基づく報酬とする。

- 2 継続長期組合員に係る令第44条の4に規定する一般職員の期末手当等に相当するものとして運営規則で定める給与は、継続長期組合員が受ける給与のうち、第17条の2第1項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

- 3 継続長期組合員は、その者が継続長期組合員となる直前に所属していた支部に所属するものとする。

（組合職員の報酬等）

第19条 組合職員に係る令第45条第2項に規定する一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして運営規則で定める給与は、給与法の適用を受ける職員の報酬に含まれる給与に相当する給与とする。

- 2 組合職員に係る令第45条第2項に規定する一般職員の期末手当等に相当するものとして運営規則で定める給与は、組合職員が受ける給与のうち、第17条の2第1項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当する給与とする。

第6章 掛金等及び負担金

（短期掛金、福祉掛金及び介護掛金）

第20条 定款第28条に規定する短期給付に充てるべき掛金、福祉事業に充てるべき掛金及び介護納付金に充てるべき掛金については、支部長がその払込みを受けるものとする。

- 2 支部長は、短期給付に充てるべき掛金及び福祉事業に充てるべき掛金の払込みを受ける預金口座と介護納付金に充てるべき掛金の払込みを受ける預金口座について、それぞれ施行規則第36条第1項の規定に基づく組合の代表者の指定を受けなければならない。

- 3 支部長は、介護納付金に充てるべき掛金の払込みを受けたときは、速やかにこれを組合の代表者が指定した本部長の預金口座に振り込まなければならない。

（長期掛金等）

第21条 長期給付に充てるべき退職等年金分掛金及び組合員保険料（以下「長期掛金等」という。）については、本部長がその払込みを受けるものとする。

- 2 本部長は、契約の定めるところにより、前項の長期掛金等に相当する金額を銀行同一店内振替によつて、速やかに連合会に振り込まなければならない。

（報酬その他の給与の支給を受けていない組合員の掛金等の払込み）

第21条の2 法第101条第3項の規定により、掛金等に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われない場合には、その払い込まれるべき掛金等に相当

する金額は、支部長が直接その組合員から報酬に係るものにあつては毎月これを徴収するものとし、期末手当等に係るものにあつてはその支給のある月ごとにこれを徴収するものとする。

- 2 令第2条第1項第4号の5又は第4号の6に掲げる者について、前項の規定による掛金等の徴収が著しく困難である場合には、同項の規定にかかわらず、本部長が定める方法によりこれを徴収することができるものとする。

(福祉事業に係る掛金率及び負担金率)

第22条 定款第28条に規定する福祉事業に充てるべき掛金及び負担金は、同条に規定する短期給付事業に充てるべき掛金及び負担金と合わせて徴収し、又は交付を受けるものとし、当該事業間における金額の配分は、同条に規定する掛金及び負担金の率に基づき組合が行うものとする。

(過払及び未払の掛金等)

第22条の2 組合員の給与支給機関が組合に払い込んだ掛金等の金額がその払い込むべき金額を超過し又は不足していたときは、組合は、その超過し又は不足した金額を当該組合員から次回に徴収する掛金等で調整することができる。

- 2 組合は、組合員がその資格を喪失した場合において、過払の掛金等があるときは、これを返還し、未払の掛金等があるときは、これを徴収し若しくはその者に対する給付金から控除するものとする。

(掛金等の還付)

第22条の3 支部長は、法第101条第5項の規定により掛金等を還付するときは、掛金還付通知書を当該組合員又は組合員であつた者に交付するものとする。

- 2 前項の規定は、令第52条第3項の規定により任意継続掛金の還付をする場合について準用する。

第7章 任意継続組合員に係る特例

(任意継続組合員となるための申出)

第23条 定款第13条第1号及び第3号に掲げる組合員であつた者で任意継続組合員(定款第14条第1項第4号に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。)となることを希望する者は、任意継続組合員となることの申出書(第25条第1項において「申出書」という。)を、当該組合員であつた者がその退職の際に所属していた所属所の長を経由して支部長に提出するものとする。

(所属支部)

第24条 任意継続組合員は、その者が当該任意継続組合員となる直前に所属していた支部に所属するものとする。

(任意継続掛金額の通知等)

第25条 支部長は、第23条の規定により提出された申出書を受理したときは、定款第28条の規定による任意継続掛金の額(次項において「任意継続掛金額」という。)を任意継続掛金額決定通知書により当該任意継続組合員に対し通知しなければならない。

- 2 支部長は、給与法等の改正等により令第49条の2に規定する任意継続組合員の標準報酬の月額に変更があつた場合又は定款第28条に規定する掛金率に変更があつた場合は、任意継続掛金額変更等通知書により当該任意継続組合員に対し、変更後の任意継続掛金額その他必要な事項を通知しなければならない。

(任意継続組合員でなくなることの申出)

第26条 任意継続組合員は、任意継続組合員でなくなることを希望するときは、任意継続組合員でなくなることの申出書を当該任意継続組合員の所属する所属所の長を経由して支部長に提出するものとする。

(前納された任意継続掛金の還付請求)

第26条の2 施行規則第130条の6第1項の規定による前納した任意継続掛金の還付を請求しようとする者は、任意継続掛金還付請求書を当該任意継続組合員であった者の所属していた所属所の長を経由して支部長に提出するものとする。

第27条 削除

(細則)

第28条 この章に定めるもののほか、任意継続掛金の払込方法その他任意継続組合員に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

第8章 長期給付

(長期給付の請求手続)

第29条 組合員は、施行規則第5章第3節に規定する組合へ提出すべき長期給付に関する請求書は、支部を経由し本部に提出しなければならない。

2 本部は、前項の請求書の提出を受けたときは、請求書の内容を調査し連合会へ提出するものとする。

第9章 財務

(契約担当者)

第30条 本部長、副本部長、事務執行者及び支部長は、それぞれの所掌する業務につき契約することができる。

(契約の制限)

第30条の2 副本部長は、次の各号に掲げる契約をしようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 予定価格が500万円を超える工事又は製造に関する契約
- (2) 予定価格が300万円を超える財産の買入れに関する契約
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超える物件の借入れに関する契約
- (4) 予定価格が100万円を超える財産の売払いに関する契約
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超える物件の貸付けに関する契約
- (6) 前各号に掲げる契約のほか、予定価格が200万円を超えるものに関するもの

2 事務執行者は、前項各号に掲げる契約をしようとするときは本部長、その他の契約で次の各号に掲げる契約をしようとするときは副本部長の承認をあらかじめ受けなければならない。

- (1) 予定価格が200万円を超える工事又は製造に関する契約
- (2) 予定価格が100万円を超える財産の買入れに関する契約
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が20万円を超える物件の借入れに関する契約
- (4) 予定価格が30万円を超える財産の売払いに関する契約
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が20万円を超える物件の貸付けに関する契約
- (6) 前各号に掲げる契約のほか、予定価格が100万円を超えるものに関するもの

3 支部長は、次の各号に掲げる契約をしようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 予定価格が200万円を超える工事又は製造に関する契約
- (2) 予定価格が100万円を超える財産の買入れに関する契約
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が20万円を超える物件の借入れに関する契約
- (4) 予定価格が30万円を超える財産の売払いに関する契約
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が20万円を超える物件の貸付けに関する契約
- (6) 前各号に掲げる契約のほか、予定価格が100万円を超えるものに関するもの

(出納の締切り)

第31条 施行規則第41条第1項に規定する毎日の出納締切時刻は、16時とす

る。

(書類の保存期間)

第32条 施行規則第124条第6号の規定による証ひよう書類の保存期間は、その処理の終わった翌事業年度から起算して、3年とする。

(出納職員)

第33条 施行規則第16条及び第17条に規定する出納役及び出納主任は、別表第2に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。

第10章 監査

(内部監査)

第34条 定款第9章に規定する監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行う。

3 臨時監査は、出納主任に異動があつた場合及び本部長が必要と認めた場合に行う。

(監査員)

第35条 定款第32条の規定により本部に置く監査員は、所属の組合員のうちからこれに充てる。

2 支部の監査員は、出納職員（施行規則第20条第1項に規定する出納職員をいう。以下同じ。）以外の者からこれに充てる。

3 前条第3項の本部長が必要と認めた場合に行う支部の所掌事務についての臨時監査の監査員は、本部に所属する職員のうちからこれに充てる。

第36条 削除

(監査の立会い)

第37条 監査員が監査を行う場合には、会計単位の長（施行規則第8条に規定する会計単位の長をいう。以下同じ。）及び出納職員は監査に立ち会わなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立ち会うことができない場合には、その代理者が立ち会わなければならない。

(監査員の権限)

第38条 監査員は、会計単位の長、出納職員又はその代理者に対し、現金、預金通帳、帳簿、証ひよう書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

(監査報告書)

第39条 監査員は、監査を終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、本部監査員にあつては本部長に、支部監査員にあつては支部長に、それぞれ提出しなければならない。

- (1) 監査の年月日
- (2) 監査対象期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査結果の概況
- (5) 当該職員に対して直接注意した事項
- (6) 文書をもつて注意しなければならない事項
- (7) その他参考事項

2 支部長は、前項の監査報告書の提出を受けたときは、その写しを本部長に提出しなければならない。

(監査中の事故報告)

第40条 監査員は、監査中に重大な事故を発見した場合には、直ちに本部長（支部監査員にあつては支部長）に報告しなければならない。

2 本部長又は支部長は、前項の報告を受けたときは、本部長にあつては大臣に、支部長にあつては本部を経由して大臣に、それぞれ報告し、とるべき措置について指示を受けなければならない。

(外部監査に関する報告)

第40条の2 本部長及び支部長は、法第116条第3項に規定する監査を受けたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を、本部長にあつては大臣に、支部長にあつては本部長に、それぞれ提出しなければならない。

- (1) 監査を実施した者の官職氏名
- (2) 監査の年月日
- (3) 監査対象期間
- (4) 監査事項
- (5) 監査結果
- (6) その他参考事項

第11章 雑則

(資格確認書等の記号)

第41条 施行規則第89条、第95条の2、第104条、第105条の5の3、第105条の7の2又は第105条の9の規定による資格確認書、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用証に使用する各支部の記号は、本部長が別に定める。

(出産に関する特別休暇)

第41条の2 令第11条の3の10第2項第3号に規定する出産に関する特別休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるものは、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第10号又は第11号に掲げる場合における休暇とする。

(介護休暇)

第42条 令第11条の3の11第3号に規定する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第1項に規定する介護休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第5項の規定により休職者とされた者の所属する職員団体が定める介護休暇に相当する休業
- (2) 人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第4号に掲げる場合における休暇
- (3) 法務省共済組合職員就業規則第34条第1項に掲げる場合における介護休暇

(組合員異動報告書等の様式その他必要事項)

第42条の2 第6条、第8条第1項、第8条の2、第13条第1項、第13条の3、第22条の3第1項、第23条、第25条第1項及び第2項、第26条並びに第26条の2に規定する書類の様式その他必要な事項は、本部長が定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第42条の3 この運営規則の規定において書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により申請等（申請、届出その他の運営規則の規定に基づき組合等に対して行われる通知をいう。以下同じ。）を行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関するこの運営規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、

この運営規則その他当該申請等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申請等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）により署名等（情報通信技術活用法第3条第6号に規定する署名等をいう。以下同じ。）に代えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第42条の4 この運営規則の規定において書面等により処分通知等（組合が行う決定の通知その他の運営規則の規定に基づき組合が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）を行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関するこの運営規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この運営規則その他当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名により署名等に代えるものとする。

（電磁的記録による作成等）

第42条の5 この運営規則の規定において書面等により作成等（作成し、又は保存することをいう。以下同じ。）を行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの運営規則の規定により書面等により行われたものとみなして、この運営規則その他当該作成等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名により署名等に代えるものとする。

（その他）

第43条 この規則に定めるもののほか、本部又は支部の業務の執行に関し必要な事項は、それぞれ本部長又は支部長がこれを定める。

附 則（昭和62年7月1日）

- 1 この規則は、昭和62年7月1日から施行する。
- 2 定款附則第7条第1項及び同条第2項の規定により組合が行う財形持家融資事業の実施に関し必要な事項は、大臣が財務大臣と協議して別に定める。
- 3 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第56号）第6条第4項に規定する運営規則で定める仮定俸給の額は、その者の休職等の事由が消滅して職務に復帰した場合等において講じられた俸給の調整の際における措置にならい、当該休職等の期間について人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）第44条第1項に規定する調整期間に応じて定期昇給が行われていたとしたならば、その者が当該期間内において受けるべきであつた俸給の額を基準として本部長が定める額とする。

附 則（平成2年8月29日）

この変更は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成4年4月24日）

この変更は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月3日）

1 この変更は、平成6年3月3日から施行する。

2 変更後の規定は、平成5年12月24日から適用する。

附 則（平成6年11月9日）

この変更は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月17日）

この変更は、平成7年3月6日から施行する。

附 則（平成7年4月24日）

この変更は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月12日）

この変更は、平成7年6月30日から施行し、変更後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成7年11月2日）

この変更は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成8年5月17日）

この変更は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月14日）

この変更は、平成8年6月12日から施行し、変更後の規定は、同年5月11日から適用する。

附 則（平成9年5月21日）

この変更は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日）

この変更は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この変更は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月3日）

この変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月5日）

この変更は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日）

この変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年6月29日）

この変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月23日）

この変更は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成14年12月11日）

この変更は、平成14年12月5日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（平成15年4月25日）

1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年4月1日以前に国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第1号に規定する国家公務員共済組合連合会の経営する医療機関又は薬局から同項の規定により受けた療養の給付に係る一部負担金の支払いについて

は、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日）

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

- 1 この変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年10月1日前に組合の経営する医療機関又は薬局から法第55条第1項の規定により受けた療養の給付に係る一部負担金及び費用の額の請求及び支払いについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日）

この変更は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

- 1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日前に法務省共済組合の経営する医療機関又は薬局から国家公務員共済組合法第55条第1項の規定により受けた療養の給付に係る一部負担金及び費用の額の請求並びに支払いについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月28日）

- 1 この変更は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第22条及び第23条の規定は、平成19年10月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日）

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日）

この変更は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年6月9日）

この変更は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日）

この変更は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

この変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に限り、第10条の2第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第2項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第13条第2項における出産費附加金及び家族出産費附加金の規定は、出産の日が平成26年4月1日以後である組合員及び組合員であった者の請求について適用する。
- 3 施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の請求については、なお従前の例による。
- 4 平成26年3月31日までに婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。）における結婚手当金の請求につ

いては、なお、従前の例による。

5 組合員又はその被扶養者が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の請求については、なお従前の例による。

6 平成25年度に限り、第10条の2第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第2項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

附 則

この変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この変更は、平成27年4月1日から施行する。

2 この変更の施行の日（以下「施行日」という。）において、使用開始日（施行日前に常時勤務に服することを要しない者として組合に使用を開始された日をいう。以下同じ。）から施行日まで引き続く常勤的勤務日（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日をいい、法務省共済組合就業規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が既に12月を超えている者で、施行日以後も引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものにあつては、施行日に当該勤務した日が12月を超えるに至ったものとみなして、第5条第2号の規定を適用する。

3 施行日において、使用開始日から施行日まで引き続く常勤的勤務日が12月に満たない者で、施行日以後も引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものにあつては、使用開始日から引き続く常勤的勤務日が12月を超えるに至った日に第5条第2号に該当するに至ったものとする。

附 則（平成27年9月30日）

この変更は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日）

この変更は、平成28年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日）

この変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月25日）

1 この変更は、平成29年8月1日から施行する。

2 変更後の第42条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日）

この変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日）

この変更は、平成30年8月31日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日）

この変更は、平成31年3月29日から施行する。ただし、変更後の別表第1（第3条関係）及び別表第2（第33条関係）の規定は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月17日）

この変更は、令和3年6月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月31日）

この変更は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日）

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この変更は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月2日）

- 1 この変更は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 変更前の規定は、この変更の際現に組合から組合員証又は組合員被扶養者証の交付を受けている組合員又はその被扶養者が、施行日から起算して一年を経過する日（任意継続組合員又はその被扶養者に係るものにあつては、同日又は資格を喪失する日の前日のいずれか早い日）までの間は、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

定款別表に掲げる 法務省共済組合支部	所 属 所
1 法務本省支部	法務本省内部部局課 法務総合研究所 公安審査委員会
2 検察庁東京支部	最高検察庁 東京高等検察庁 東京地方検察庁 水戸地方検察庁 宇都宮地方検察庁 前橋地方検察庁 静岡地方検察庁 甲府地方検察庁 長野地方検察庁 新潟地方検察庁 東京地方検察庁、水戸地方検察庁、宇都宮地方検察庁、前橋地方検察庁、静岡地方検察庁、甲府地方検察庁、長野地方検察庁及び新潟地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
3 検察庁大阪支部	大阪高等検察庁 大阪高等検察庁管内の地方検察庁 大阪高等検察庁管内の地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
4 検察庁名古屋支部	名古屋高等検察庁 名古屋高等検察庁の管轄区域内にある高等検察庁支部 名古屋高等検察庁管内の地方検察庁 名古屋高等検察庁管内の地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
5 検察庁広島支部	広島高等検察庁 広島高等検察庁の管轄区域内にある高等検察庁支部 広島高等検察庁管内の地方検察庁 広島高等検察庁管内の地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
6 検察庁福岡支部	福岡高等検察庁 福岡高等検察庁の管轄区域内にある高等検察庁支部 福岡高等検察庁管内の地方検察庁 福岡高等検察庁管内の地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
7 検察庁仙台支部	仙台高等検察庁 仙台高等検察庁の管轄区域内にある高等検察庁支部 仙台高等検察庁管内の地方検察庁 仙台高等検察庁管内の地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
8 検察庁札幌支部	札幌高等検察庁 札幌高等検察庁管内の地方検察庁

	札幌高等検察庁管内の地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
9 検察庁高松支部	高松高等検察庁 高松高等検察庁管内の地方検察庁 高松高等検察庁管内の地方検察庁の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁
10 地方検察庁支部	当該地方検察庁（東京高等検察庁管内の地方検察庁のうち東京地方検察庁、水戸地方検察庁、宇都宮地方検察庁、前橋地方検察庁、静岡地方検察庁、甲府地方検察庁、長野地方検察庁及び新潟地方検察庁並びに大阪高等検察庁、名古屋高等検察庁、広島高等検察庁、福岡高等検察庁、仙台高等検察庁、札幌高等検察庁及び高松高等検察庁管内の地方検察庁を除く。） 当該地方検察庁（東京高等検察庁管内の地方検察庁のうち東京地方検察庁、水戸地方検察庁、宇都宮地方検察庁、前橋地方検察庁、静岡地方検察庁、甲府地方検察庁、長野地方検察庁及び新潟地方検察庁並びに大阪高等検察庁、名古屋高等検察庁、広島高等検察庁、福岡高等検察庁、仙台高等検察庁、札幌高等検察庁及び高松高等検察庁管内の地方検察庁を除く。）の管轄区域内にある地方検察庁支部及び区検察庁 当該地方検察庁（名古屋高等検察庁、広島高等検察庁、福岡高等検察庁及び仙台高等検察庁管内の地方検察庁を除く。）所在県の区域内にある高等検察庁支部
11 法務局支部	当該法務局（名古屋法務局、広島法務局、福岡法務局及び札幌法務局を除く。） 当該法務局（名古屋法務局、広島法務局、福岡法務局及び札幌法務局を除く。）の管轄区域内にある支局及び出張所
12 法務局名古屋支部	名古屋法務局 名古屋法務局管内の地方法務局 名古屋法務局及び名古屋法務局管内の地方法務局の管轄区域内にある支局及び出張所
13 法務局広島支部	広島法務局 広島法務局管内の地方法務局 広島法務局及び広島法務局管内の地方法務局の管轄区域内にある支局及び出張所
14 法務局福岡支部	福岡法務局 福岡法務局管内の地方法務局 福岡法務局及び福岡法務局管内の地方法務局の管轄区域内にある支局及び出張所
15 法務局札幌支部	札幌法務局 札幌法務局管内の地方法務局 札幌法務局及び札幌法務局管内の地方法務局の管轄区域内にある支局及び出張所
16 地方法務局支部	当該地方法務局（名古屋法務局、広島法務局、福

	岡法務局及び札幌法務局管内の地方法務局を除く。） 当該地方法務局（名古屋法務局、広島法務局、福岡法務局及び札幌法務局管内の地方法務局を除く。）の管轄区域内にある支局及び出張所
17 地方更生保護委員会 支部	当該地方更生保護委員会 当該地方更生保護委員会の管轄区域内にある保護観察所
18 東京出入国在留管理局 支部	出入国在留管理庁 入国者収容所東日本入国管理センター 東京出入国在留管理局 仙台出入国在留管理局 札幌出入国在留管理局 東京出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局及び札幌出入国在留管理局の管轄区域内にある支局及び出張所
19 大阪出入国在留管理局 支部	大阪出入国在留管理局 名古屋出入国在留管理局 広島出入国在留管理局 高松出入国在留管理局 大阪出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び高松出入国在留管理局の管轄区域内にある支局及び出張所
20 福岡出入国在留管理局 支部	入国者収容所大村入国管理センター 福岡出入国在留管理局 福岡出入国在留管理局の管轄区域内にある支局及び出張所
21 東京中央支部	公安調査庁 公安調査局 公安調査事務所 公安調査庁研修所

別表第2（第33条関係）

出納役及び 出納主任	職 名
本部出納役	厚生管理官総括補佐官
本部出納主任	厚生管理官補佐又はこれと同等の職にある者
支部出納役	1 法務本省支部 厚生管理官総括補佐官 2 検察庁東京支部 東京高等検察庁事務局長 3 検察庁大阪支部 大阪高等検察庁事務局長 4 検察庁名古屋支部 名古屋高等検察庁事務局長 5 検察庁広島支部 広島高等検察庁事務局長 6 検察庁福岡支部 福岡高等検察庁事務局長 7 検察庁仙台支部 仙台高等検察庁事務局長 8 検察庁札幌支部 札幌高等検察庁事務局長 9 検察庁高松支部 高松高等検察庁事務局長 10 地方検察庁支部 事務局長 11 法務局支部 総務部長又は総務管理官 12 法務局名古屋支部 名古屋法務局総務管理官 13 法務局広島支部 広島法務局総務管理官 14 法務局福岡支部 福岡法務局総務管理官 15 法務局札幌支部 札幌法務局総務管理官 16 地方法務局支部 次長又は総務課長 17 地方更生保護委員会支部 事務局長 18 東京出入国在留管理局支部 次長又は監理官 19 大阪出入国在留管理局支部 次長 20 福岡出入国在留管理局支部 監理官 21 東京中央支部 総務部人事課長
支部出納主任	1 法務本省支部 厚生管理官補佐又はこれと同等の職にある者 2 検察庁東京支部 東京高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者 3 検察庁大阪支部 大阪高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者 4 検察庁名古屋支部 名古屋高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者 5 検察庁広島支部 広島高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者 6 検察庁福岡支部 福岡高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者 7 検察庁仙台支部 仙台高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者

	8	検察庁札幌支部 札幌高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者
	9	検察庁高松支部 高松高等検察庁会計課長又はこれと同等の職にある者
	10	地方検察庁支部 会計課長又はこれと同等の職にある者

	11	法務局支部 会計課長又はこれと同等の職にある者
	12	法務局名古屋支部 名古屋法務局職員課長又はこれと同等の職にある者
	13	法務局広島支部 広島法務局職員課長又はこれと同等の職にある者
	14	法務局福岡支部 福岡法務局職員課長又はこれと同等の職にある者
	15	法務局札幌支部 札幌法務局職員課長又はこれと同等の職にある者
	16	地方法務局支部 会計課長又はこれと同等の職にある者
	17	地方更生保護委員会支部 総務課長又はこれと同等の職にある者
	18	東京出入国在留管理局支部 職員課長又はこれと同等の職にある者
	19	大阪出入国在留管理局支部 職員課長又はこれと同等の職にある者
	20	福岡出入国在留管理局支部 総務課長又はこれと同等の職にある者
	21	東京中央支部 総務部人事課長補佐又はこれと同等の職にある者